

企業・団体における交流応援補助事業補助金交付要綱

(通則)

第1条 企業・団体における交流応援補助事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号。以下「規則」という。）及び平成29年度地域少子化対策重点推進交付金（平成29年度補正予算）交付要綱に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、地域における企業・団体が性別役割分担意識の解消、働き方改革の推進、ワーク・ライフ・バランスの実現等に資する活動に要する経費について交付することにより、新たなつながりと多様な交流の機会を創出することを目的とする。

(補助対象事業者)

第3条 補助金の交付対象となる者（以下「補助事業者」という。）は次に掲げるものとする。

- (1) 民間企業
- (2) 非営利法人、その他知事が適当と認める団体

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。ただし、他の補助金を受けて実施する事業を除く。

- (1) 性別役割分担意識の解消、働き方改革の推進、ワーク・ライフ・バランスの実現等に資する内容であること
 - (2) 企業で実施する場合、3社以上の企業の社員等を対象とした共同・連携による取組であること
 - (3) 2回以上の連続した研修、ワークショップ、家事力アップ講座や料理教室などの実習等とすること
 - (4) 平均して1回当たりの参加者数が20名以上となるよう努めること
 - (5) 希望する者が自由に参加でき、参加に際し特定の価値観を押し付けたり、プレッシャーを与えたりするものでないこと
 - (6) 研修等の内容について、参加者が理解を深め、意識を変容させる機会となるような工夫を取り入れること
 - (7) セミナーの案内や内容が各種ハラスメントとならないこと（県に事前相談すること）
- 2 次のいずれかに該当する者が実施する事業は対象としない。
- (1) 婚活支援や子育て支援を主たる業務とする企業が、当該業務に関連して営利事業を行う場合
 - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定により、沖縄県における一般競争入札等の参加を制限されている者
 - (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者

- (4) 県から指名停止措置を受けている者
- (5) 法人税、法人県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税等納付すべき税金を滞納している者
- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
- (7) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある者
- (8) 宗教法人法（昭和26年法律第126号）で規定される宗教法人又は政治資金規正法（昭和23年法律第194号）で規定される政治団体
- (9) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）で、風俗業と規定される業種
- (10) その他、知事が不適切と判断した者

（補助対象経費及び補助上限額）

- 第5条 補助の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、別表1に掲げる経費とする。
- 2 実施主体が課税事業者（免税事業者及び簡易課税事業者以外）の場合には、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により、仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して申請しなければならない。
- ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。
- 3 補助上限額は、予算の範囲内で知事が定める額とするものとし、総事業費から寄付金その他の収入を除いた額が当該補助上限額を下回る場合は、その額を上限とする。なお、対象経費の算定にあたり、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

（企画提案書の提出）

- 第6条 補助事業者は、補助対象事業を実施しようとするときは、別に定める企業・団体における交流応援補助事業募集要領に規定する必要書類を提出しなければならない。

（交付申請）

- 第7条 前条の規定により提出した企画提案書が採択となった場合、補助事業者は、知事が指定する期日までに、企業・団体における交流応援補助事業補助金交付申請書（第1号様式）を知事に提出しなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の規定に基づき申請する場合、対象経費を同じくする国、他の県及び市町村等の補助金等と重複してはならない。

(交付決定)

第8条 知事は、前条の規定による補助金の交付の申請が適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、企業・団体における交流応援補助事業補助金交付決定通知書（第2号様式）により当該補助事業者へ通知するものとする。

2 前項の決定には、必要に応じて条件を付することができる。

(補助対象事業の変更等)

第9条 補助事業者は、前条の決定を受けた補助対象事業について、次の各号に掲げるいずれかの事項に該当する場合は、企業・団体における交流応援補助事業補助金変更等承認申請書（第3号様式）に関係書類を添えて知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助対象事業の内容の変更又は経費の配分変更をするとき。ただし、別表1に定める経費区分の20%以内の増減のときはこの限りでない。

(2) 補助対象事業を中止又は廃止するとき

2 知事は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の交付の変更決定、補助事業の中止又は廃止の承認決定をし、企業・団体における交流応援補助事業補助金変更等承認決定書（第4号様式）により当該補助事業者へ通知するものとする。

3 補助事業者は、補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに企業・団体における交流応援補助事業補助金事故報告書（第5号様式）により、知事に報告を行い、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第10条 知事が必要があると認めるときは、補助事業者は企業・団体における交流応援補助事業補助金遂行状況報告書（第6号様式）を知事に提出しなければならない。

(申請の取下げ)

第11条 補助事業者は、補助金の交付申請を取り下げようとする場合は、補助金交付決定の通知を受けた日から30日以内に企業・団体における交流応援補助事業補助金交付申請取下げ書（第7号様式）を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助対象事業の完了したとき若しくは補助対象事業の廃止の承認を受けた日から起算して30日以内又は交付決定を受けた会計年度の3月31日のいずれか早い日までに企業・団体における交流応援補助事業補助金実績報告書（第8号様式）及び関係書類を知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第13条 知事は、前条の報告を受けたときは、実績報告書等の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助対象事業の実施結果等が補助金の交付の決定の内容（第8条の規定に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適

合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、企業・団体における交流応援補助事業補助金交付確定通知書（第9号様式）を補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第14条 補助事業者は、前条の規定により補助金の額の確定の通知を受けたときは、速やかに企業・団体における交流応援補助事業補助金請求書（第10号様式）を知事に提出しなければならない。

（補助金交付決定の取り消し等）

第15条 知事は、第9条第1項第2号の補助対象事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次に挙げる場合には、第8条の決定の内容（第9条の規定に基づく承認をした場合はその内容）の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

（1）法令、この要綱又はこれらに基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合

（2）補助金を補助対象事業以外の用途に使用した場合

（3）補助対象事業に関して不正、怠慢その他不適切な行為をした場合

（4）交付の決定の後生じた事情の変更により、補助対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 知事は、前項の取り消しをした場合において、すでに当該取り消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

3 知事は、前項の返還を命ずる場合は、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずることができる。

4 第2項の規定に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、当該命令のなされた日から20日以内とし、知事は、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（書類の整備等）

第16条 補助事業者は、補助対象事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした企業・団体における交流応援補助事業補助金調書（第11号様式）を作成し、経費の収支を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する補助金調書、帳簿及び証拠書類は、当該補助対象事業の完了した日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

（個人情報の保護）

第17条 補助対象事業の実施に当たって知り得た個人情報は、補助事業者の責任の下で厳重に管理し、本人の承諾を得ずに他の目的に使用してはならない。

2 補助事業者は、個人情報の保護について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律

第 57 号) 及び沖縄県個人情報保護条例 (平成 17 年沖縄県条例第 2 号) に規定する内容を遵守しなければならない。

(雑則)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については知事が別に定める。

附則 この要綱は、平成 30 年 3 月 30 日から施行する。

(別表 1) 補助対象経費

経費区分		内容
報償費		講師、司会者等の謝金
旅費		講師等旅費、スタッフ旅費
賃金		事業実施のためのアルバイト代等
需用費	消耗品費	文具類等
	印刷製本費	資料作成代等
役務費	通信運搬費	郵送料等 (インターネット回線料、電話代等は対象外)
	手数料	送金手数料等
	保険料	損害保険料等
委託料		会場設営、ポスターの図案作成等
使用料及び賃借料		会場使用料、物品のレンタル料等
(補助対象外経費の例) 補助事業と直接関係がない補助事業者の恒常的な運営経費、 飲食にかかる経費 参加者の交通費・宿泊費・賞品代・土産代等の経費、備品購入費		